

民主「私権制限に配慮を」

罰則適用の具体例求める

有事法案審議入り

有事の際の国民の避難・救援手続きなどを定めた国民保護法案をはじめとする有事関連七法案などは十三日、衆院本会議で趣旨説明と質疑が行われ、審議入りした。政府・与党は早期の衆院通過を目指す。審議のポイントを探った。

私権制限

「緊急時には生存権すら平時とは違うと考えられる」（民主党の首藤信彦氏）

「憲法が保障する基本的人権は最大限尊重される」（井上喜一有事法制担当相）

国民保護法案では、収容施設、医療施設を確保するための土地、家屋の使用をはじめ、医薬品、

食料品などの調達、医療活動への従事などについて、拒否する正当な理由がなければ強制的に実施できると規定している。

ただ、民主党は「私権制限にはより慎重な配慮が必要だ」（幹部）と、罰則が適用される事例を具体的に明示することを求めていく考えだ。

国民の協力

法案では国民の協力に

ついで「国民の自発的意

思に委ねられるもの」と規定。国、地方自治体は、自主防災組織、ボランティアなどの自発的活動を支援することになっている。民主党の長島昭久氏は質疑で「全国規模の組織をなぜ設けないのか」と民間防衛の法制化の必要性を指摘した。

麻生太郎総務相は「（消防団などが）避難、誘導、救援に携わることが効果的で適切だ」と反論。井上担当相も「新たな組織をつくる」とは考えていない」と明言した。「戦時中の国家総動員法に似た法案だと思われては審議が持たない」（政府関係者）との

4月14日付 産経新聞朝刊